

一般財団法人稚内市スポーツ協会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会(以下「協会」という。)の円滑な運営に関し必要な事項を定める。

(項 目)

第 2 条 協会理事会は、次の各号に掲げる事項に関し細則を定める。

- (1) 役員の業務分担に関する事 「役員業務分担規程」
- (2) 加盟団体に関する事 「加盟団体規程」
- (3) 評議員及び役員への報酬等の支給に関する事 . . 「役員及び評議員の報酬等支給規程」
- (4) スポーツの普及に関する事 「普及委員会規程」
- (5) 競技者の育成強化に関する事 「競技力向上委員会規程」
- (6) スポーツ少年団の育成に関する事 「スポーツ少年団規程」
- (7) スポーツ功労者の表彰に関する事 「表彰規程」
- (8) 旅費の関すること 「旅費規程」
- (9) 慶弔及び疾病見舞いに関する事 「慶弔規程」
- (10) 協会事務局に関する事 「事務局規程」
 - イ. 事務及び会計の決済に関する事 「決済規程」
 - ロ. 協会の会計に関する事 「会計規程」
 - ハ. 職員の就業に関する事 「就業規則」
 - ニ. 職員の賃金に関する事 「給与規程」
 - ホ. 職員の育児・介護休業に関する事 「育児、介護休業規程」
 - ヘ. 職員の役職定年制に関する事 「役職定年制規程」

2 前項の規定に関わらず第 3 号「役員及び評議員の報酬等支給規程」を定める際は、評議員会の決議を経なければならない。

3 第 1 項中、第 4 号から第 6 号に関する事業の実施及び参加に伴う助成内規は別に定める。

(委 任)

第 3 条 この規程に定めのない事項は理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。